まちづくり基本条例検討委員会　第９回会議概要

１　日時：平成１９年3月１０日（土）午前９時から１１時２５分
　　場所：熊谷市役所３０２会議室

２　次第
　　１ 開会
　　２ あいさつ
　　３ （仮称）熊谷市自治基本条例の検討
　　４ 諸連絡
　　（１）次回会議について
　　日時　3月２４日（土）午前９時から
　　場所　熊谷市役所３０２会議室
　　５ 閉会

３　会議の概要
　（１）開会
　　司会　企画課長
　（２）あいさつ
　　山口委員長
　　今日と次回で検討は終わりとなります。本日で全体像を確定したいのでよろしくお願いします。
　（３）（仮称）熊谷市自治基本条例の検討
　　前文
　　新　委員：「自由・平等・友愛・平和の精神をもって」は永遠のテーマであり、入って良くなったが、ソフト的な表現である。変化の激しい社会に対応することが大事なので「及び進化」と加えるとより良くなると思う。改革して前に進むことを表現したものである。
　　飯田委員：「進取」がいい。
　　依田委員：進むということはどういうことかと考えると、行き過ぎたのを戻すのも必要である。
　　新　委員：それも含む。良い方に向かうことなのでいいと思う。他の例を見ても改革の精神は入っている。良い方に進んでいくのがまず第一だと

思う。

依田委員：「改革」でもいい。

新　委員：「改革」は強すぎる。それも含んで前に進むことを表現する。

出浦委員：意味合いとしてはチャレンジ精神。

清水委員：「自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって」とすればいいと思う。自由・平等・友愛・平和はセットである。これを基本に考え、進取の気概をもって進む。

委 員 長：そのように決定します。

飯田委員：「自治の実現に努めること」は「自治の実現を図る」ではないか。

委 員 長：基本条例は努力目標ではない。「努める」よりは「図る」の方がいい。

原口副参事：「図る」は法律的な言葉として特別なものではありません、国語的な意味合いです。工夫する、企てる、物事を考えるというような意味です。「努める」は何らかのことを実現するために努力することで、はっきり義務を規定しないときに用います。

清水委員：「図る」という表現は削除し、「自治を実現することを」とすればいいと思う。理念だから「図る」とかの表現はやめればよい。

委 員 長：「自治の実現を基本理念」とします。

第１　総則

飯田委員：①市民の定義には「又は次号に規定する」とあるのに③市の執行機関は次号で規定するのにその表現が無い。執行機関の定義の仕方がおかしい。

事 務 局：④執行機関は、全て削除し、その説明は③市の中で説明します。

委 員 長：先ほど事務局から説明があったが、④執行機関は説明を③市の中に入れるため削除となり、次の⑤が④、⑥が⑤となります。③市はどのような形になりますか。

事 務 局：「執行機関」という言葉が出るのはここだけなので整理します。

出浦委員：執行機関には市長から行政委員会が入るが、条文では「市長は」となっている。これでは、例えば審議会の委員等では、教育委員会等が読めなくなってしまうのでしっかり定義すべきである。

原口副参事：おっしゃるとおりで執行機関と定義すると全部網羅するが、わかりやすさからいくと市長と表現したほうがいい。用語の定義の中で工夫することが必要である。ここでの市長は、行政委員会も含むと

理解していただきたい。

飯田委員：⑤協働に「責任を自覚しながら」とあるが「ながら」は要らないと思う。

委 員 長：「ながら」は削除します。

小谷野委員：「まちづくり」とは。

事 務 局：便利には使っているが、そういった質問があるとはっきり答えられないかもしれないので、用語の定義をしておいたほうがいいと思います。

原口副参事：「まちづくり」はハード、ソフト両方あるが、ここではソフトのまちづくりを指しています。

出浦委員：まちづくりを定義している条例もあります。柏崎市や高知市の例がある。この条例においてということですから作ったほうがいいと思います。

委 員 長：「まちづくり」を定義しましょう。内容をどうするかが問題ですが、事務局にお願いします。場所はどうしますか。

高橋委員：まちづくりのための条例ですから最初がいいと思います。

清水委員：市民が主なので③市の次でいいと思う。

委 員 長：④として協働の前に入れます。

事 務 局：まちづくりの定義としては、柏崎市、草加市、飯田市、大平町等の例があります。

出浦委員：高知市の例もあります。

事 務 局：短い文章で表現できるようにします。

委 員 長：２行くらいでうまく表せたらよいと思う。

第２　基本原則

高橋委員：市民参加の原則に「保障する」とありますが、どういうことですか。

事 務 局：権利などが侵されないように守ることなので適当な言葉だと思います。他に言い替えるのも難しいと思います。

依田委員：「○○することを原則とします。」というまわりくどい言い回しになっている。

委 員 長：ここは基本原則なのでそういった表現でいいと思います。

第３　市民の権利及び責務

飯田委員：市民の責務の条文に「前条に定める」とあるが前項ではないのか。

事 務 局：市民の権利は、大きい１なので条のイメージです。
委 員 長：括弧なしの算用数字なので条です。
清水委員：この条例は、章ごとに１条、２条となるのですか。
原口副参事：今は、要綱という形で作っていますので、条例になるときは通した条文となります。
飯田委員：「地域社会との調和を図り」のあとにも「ながら」が入っている。

第４　市議会の責務

出浦委員：市議会も協働の原則に従ってまちづくりの主体と考えてよろしいですか。議会への期待を盛り込めたらいいと思います。「市政の監視や、立法の権限を行使し」を追加し「市民の意思が市政に反映されるよう努めます。」とつなげばよいと思います。議会に政策提言をして欲しいというような期待もあります。
新　委員：議会が市の運営については一番重要である。議会は、行政のチェック機関であり、政策立案機関であり、行政の責任を問う機関である。この３つの役割が機能すればよい。
出浦委員：条例を議員が提案していくことは少ない状況であるという話を聞いたことがあります。立法の権限を是非行使していただきたい。
原口副参事：熊谷市では、議員倫理条例が議員提案としてありました。他にも議員提案の条例があります。
事 務 局：議会に対する意見は前回の議論でもありましたが、今後市議会選挙後、条例の検討委員会の中でこういった意見が出ているということを議員に伝えておきたいと思います。
委 員 長：（１）の条文が長くなりすぎるのが気になります。
原口副参事：出浦さんの意見は（３）として追加したらいかがでしょう。政策立案、立法の権限を入れて作ったらいかがでしょう。
出浦委員：市民のためにということで、是非（１）に入れたいと思います。
小谷野委員：「選挙で選ばれた市民の代表である議員によって構成される」は、議会を説明している言葉なので削除すれば条文がすっきりする。
委 員 長：「議会は、市民の代表である議員による意思決定機関であることから」とし続ければいいと思いますがいかかがでしょう。
新　委員：「立法」という表現はいかがなものか。
依田委員：この条例が出来て、この条例どおり市政運営されているかチェック

するのは議会ですか。誰がチェックするのか決める必要があります。

事 務 局：この条例全部を総括してチェックするというのは今の段階では入っていません。

新　委員：監査委員は、あらゆることの監査ですか、会計監査だけですか。

原口副参事：今は、あらゆる面を監査できるようになりました。

清水委員：誰がチェックするのかはこの基本条例には入れなくてもいいと思う。

事 務 局：この条例の中で読むとすれば、行政評価がそれに当たると思います。

高橋委員：他市の例で、議会の責務として「政策を提起するとともに執行機関を監視し牽制する機能を果たさなければならない。」と盛り込んでいるものがあります。

委 員 長：（１）にはそういったことを入れるとして、細かい文章表現は、事務局で考えてください。

飯田委員：「社会貢献」と「社会的貢献」が混在するので表現を統一すべきである。「地域社会に貢献」とすればよい。

事 務 局：統一します。

第５　市長及び職員の責務

意見なし

第６　参加及び協働

飯田委員：審議会等の委員の選任は、「場合」なのか「とき」なのか。

原口副参事：意味は同じである。一つの条文で「場合」と「とき」を同時に使うときは「場合」が先になる。

事 務 局：ひらがなの「とき」にします。

小谷野委員：自主的なまちづくり活動の推進にも「ながら」が入っている。

原口副参事：これは「図るとともに」とすればいいと思う。

飯田委員：「社会貢献に資する」は、難しい表現である。

原口副参事：法令用語独自の使い方です。

事 務 局：「地域社会に貢献する」とすればいいと思います。

第７　市政運営

飯田委員：応答責任に「速やかにかつ誠実に」は「に」が重なってでてくる、「誠実かつ速やかに」とすればいいと思う。

原口副参事：専門的には、「速やかに、かつ、誠実に」となります。「速やかに」と使うと「誠実に」でなければ合わなくなります。このままでいい

と思います。

出浦委員：意見公募手続は、前の案では「当該意見を勘案し」とあったが、今回の案ではその表現が無いが、意見を求めてその意見を勘案し意思決定するという理解でよろしいでしょうか。

原口副参事：市では、今年の３月１日から、「意見公募手続に関する要綱」を作りました。その中には意見を考慮してということは規定してあります。基本的な理念をこの条例で定め、具体的には他の条例、規則、要綱等で規定していくことになります。

飯田委員：行政評価で「成果目標」と「結果を検証」という表現がある。成果は出来上がりなので表現を改めるべきである。

清水委員：「施策の成果目標」を「政策目標」とすればいいと思う。

出浦委員：行政評価は、年度ごとに一年間実施した事業の評価を行うという理解でよろしいでしょうか。その評価結果を基に次年度の事業を実施するのですか。

事 務 局：実際には始めています。公共事業評価監視委員会というのを外部の方に入っていただいて事務事業評価を実施しています。今後もっと範囲を広げるということで、これがスタートとなります。

原口副参事：国には、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」がありますが、熊谷市では、それに似たようなものをこの条例に基づいて、条例なり、規則なりで定めることになります。その宣言のための条項です。最近、道路を作るときに１メートル当たりいくら掛かっていますと表示していますが、それも、似たような形だと思います。

第８　最高規範

第９　条例の見直し

高橋委員：他の例では、自治基本条例を作って、条例どおりきちんと行われているか委員会を設置しているところもある。熊谷市は作ってそのままですか。

原口副参事：条例の見直しで「市長は」となっており、市長が自らチェックしていくことになっている。当然として議会の役割としてチェックしていかなければなりません。選挙を通じて市民の皆さんがチェックしていくということもあります。基本法ですから理念的な条文です。個別具体的なものは、別に定めていきます。この条例の見直し、チ

ェックは大切なことですが、基本理念をどう監視していくかは具体的なものが出にくいと思います。

依田委員：行政評価とともに市民による評価というのを入れるのはおかしいのでしょうか。

原口副参事：市民による評価は行政運営の中に出てくるような内容だと思います。そのためにこの条例を作っています。

高橋委員：他の例では条文に入っているところもあります。表現するのが難しいと思いますが、それにより市民がよりかかわれると思います。例としては、「条例の実効性を高め市民、事業者等及び行政による推進体制を確保するために自治基本条例推進委員会を設置する。」というのがあります。実際に機能するかは別として視点としては大切だと思います。

依田委員：私が参考にした豊島区でも「自治推進委員会の設置」を定めています。

委 員 長：条例のチェック機関を作ったほうがよいですか。委員会は条例で設置するものですか。

原口副参事：附属機関は条例設置が原則です。ただし、この委員会のように市長の私的諮問機関ということで条例設置でないのもあります。この条例で設置すると規定したら、改めて条例で定めることとなります。

事 務 局：最高規範と謳いながら見直しをするという、揺らいでいる部分があります。年数を限って見直すと規定しているところもあります。時代が変わっていくのだから見直していきたいと思っています。

委 員 長：委員会を作っておくのもやり易い手だと思います。

原口副参事：市長が代わっても変える部分はほとんど無いと思います。しかし、時代の流れで増えるものはあると思います。

委 員 長：ということは、見直しということより条例に基づいて市政運営されているかを見る会議ですね。

原口副参事：情報公開や個人情報保護、意見公募手続、行政評価、そういった国の制度が新しく出てくればこの条例の中に入れていくようになると思います。

出浦委員：条例を定めて、その理念がしっかり運用されているか、市民から様々な意見が出たときに受け皿となる組織として「見守り委員会」とい

うところもあるので、そのような組織が必要となると思う。

依田委員：条例を作ってはい終わりましたではなく、１年に１度くらい集まって現場の市民として、条例が機能しているのかチェックする機関が必要である。

委 員 長：委員会についての条項を入れたほうがよいという意見がありました。他に意見がありますか。

名称はどうなるかこれから検討しますが、委員会についての条項を入れるということでよろしいですか。事務局で条文の検討をお願いします。

事 務 局：この条文を入れる場所をどこにしましょうか。

委 員 長：章は別としましょう。

原口副参事：第８の最高規範の前に「この条例の推進体制」とすればいいと思います。

委 員 長：委員会の名前はどうしますか。市民との接点として、「自治基本条例推進委員会」としましょう。

（４）諸連絡

①次回会議について

事 務 局：３月２４日（土曜日）午前９時から熊谷市役所３０２会議室で行います。当日は、提言書という形で委員長から市長に提出していただきます。本日の訂正したものを事前に送付しますので、２４日は確認だけとなります。ご意見等は事前に電話等でお願いします。

委 員 長：その後は、パブリックコメントがありますので、もう一度集まるようになりますか。

事 務 局：提言書によりまして、５月１６日からパブリックコメントを実施します。６月中になりますが、パブリックコメントの結果を公表する前にもう一度皆さんにお集まりいただきたいと思います。

小谷野委員：市報を見ましたら市の「市民憲章」の意見公募をしていますので意見がありましたらお願いしたいと思います。事務局に代わって申し上げました。

（５）閉会